古代大和史研究会（81回）

2025年10月28日（火）奈良県立図書情報館

正木裕

「大化の改新」はなかった ①

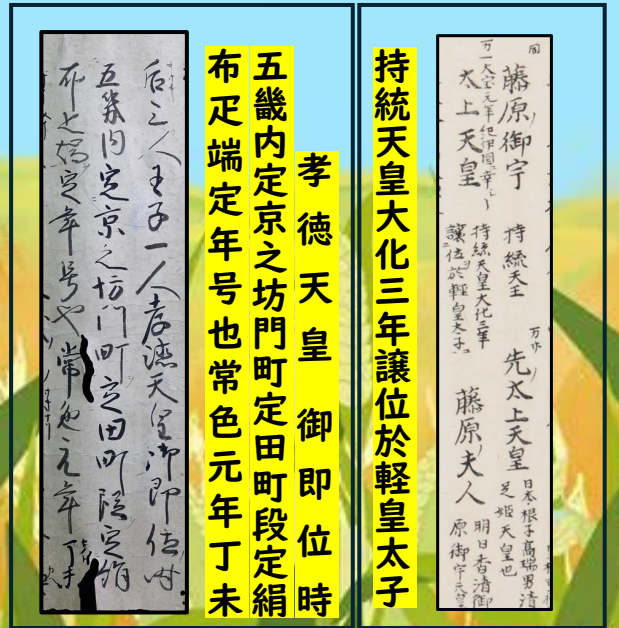

1、「大化の改新」とは

(1)『書紀』に記す「大化の改新」

(2)「大化の改新」否定論と「新肯定論」

2、「大化の改新」はなかった

(1)孝徳時代に大化年号はなかった

(2)孝徳大化時代にあったのは命長・常色

(3)「大化の改新」は九州王朝の「常色の改新」

(4)『書紀』大化と九州年号「大化」

(5)繰上げ事例「藤原宮条坊」記事

3、「常色の改新」への道

(1)「日出る処の天子」阿毎多利思北孤の即位

(2)多利思北孤の「改新」

(3)「日出る処の天子」の対隋外交とその破綻

(4)「日出る処の天子」の対隋外交とその破綻

(5)隋に侵略された琉球は沖縄、竈鼈嶼（ごうびとう）は久米島

(6)多利思北孤の北方遷居と倭京・太宰府造営

4、利歌彌多弗利の改新

(1)「日出る処の天子」の太子「利歌彌多弗利」

(2)唐の高表仁と「礼」を争った倭国王子

(3)「仏教治国策」から「集権体制強化」へ

はじめに：2つの大化年号

持統大化（九州年号大化）

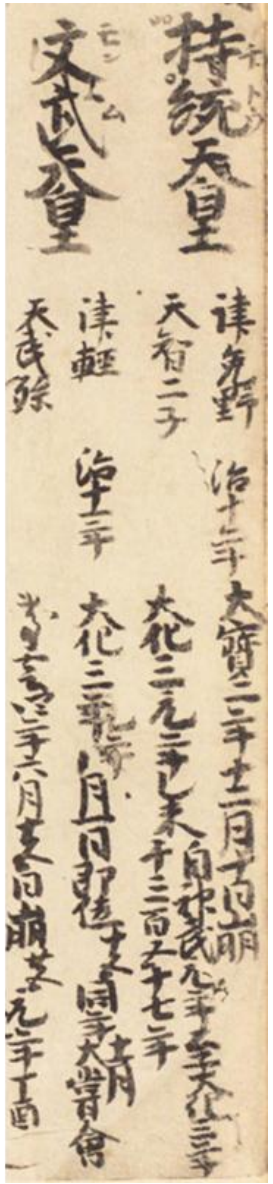

『皇代記』

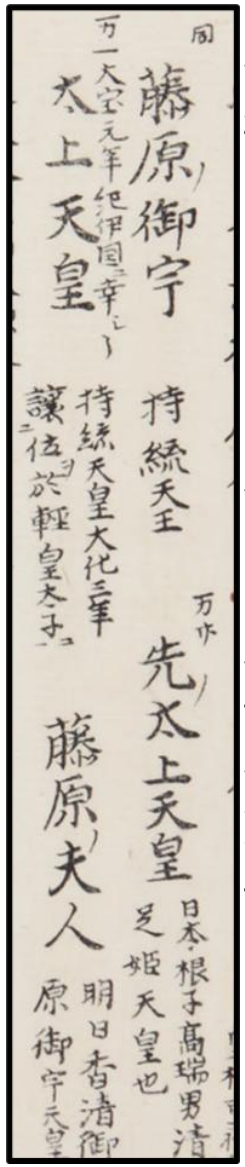

『袋草紙』

持統天皇大化三年（六九七）譲位於軽皇太子

大化三年八月一日即位

孝徳時代に「常色」年号

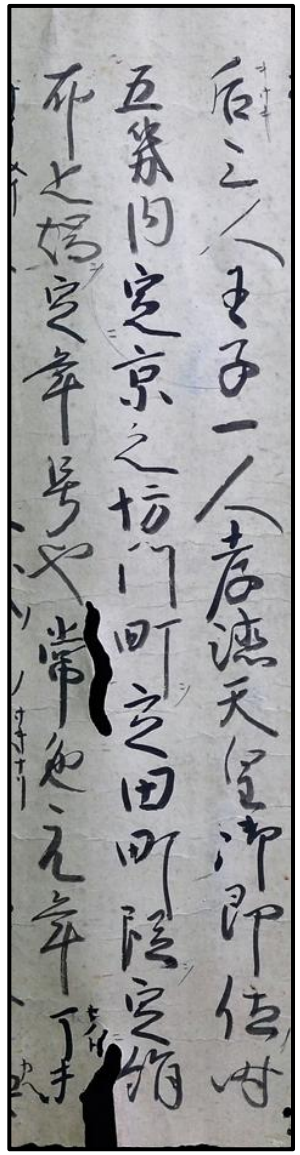

『赤渕神社縁起書』

后三人王子一人孝徳天皇御即位時
五畿内定京之坊門町定田町段定絹
布疋端定年号也常色元年丁未（六四七）

	九州年号表			
No.	年号	長さ	元年	期間
1	継体	5年間	丁酉	517～521
2	善記	4年間	壬寅	522～525
3	正和	5年間	丙午	526～530
4	教倒	5年間	辛亥	531～535
5	僧聴	5年間	丙辰	536～540
6	明要	11年間	辛酉	541～551
7	貴楽	2年間	壬申	552～553
8	法清	4年間	甲戌	554～557
9	兄弟	1年間	戊寅	558～558
10	蔵和	5年間	己卯	559～563
11	師安	1年間	甲申	564～564
12	和僧	5年間	乙酉	565～569
13	金光	6年間	庚寅	570～575
14	賢称	5年間	丙申	576～580
15	鏡當	4年間	辛丑	581～584
16	勝照	4年間	乙巳	585～588
17	端政	5年間	己酉	589～593
18	告貴	7年間	甲寅	594～600
19	願転	4年間	辛酉	601～604
20	光元	6年間	乙丑	605～610
21	定居	7年間	辛未	611～617
22	倭京	5年間	戊寅	618～622
23	仁王	12年間	癸未	623～634
24	僧要	5年間	乙未	635～639
25	命長	7年間	庚子	640～646
26	常色	5年間	丁未	647～651
27	白雉	9年間	壬子	652～660
28	白鳳	23年間	辛酉	661～683
29	朱雀	2年間	甲申	684～685
30	朱鳥	9年間	丙戌	686～694
31	大化	9年間	乙未	695～703
32	大長	9年間	甲辰	704～712

歴史の真実としては、『書紀』編纂過程で持統大化（九州年号大化）が抹消され、孝徳大化（『書紀』大化）として遡上追建せしめられていったことが明らかとなった。原秀三郎（『日本古代国家史研究』（東大出版会一九八〇年）

『日本書紀』

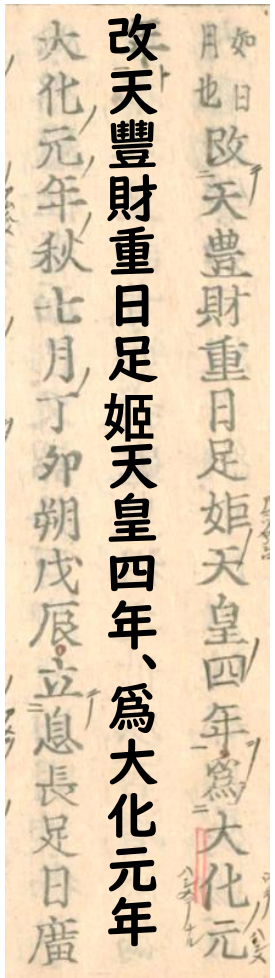

改天豊財重日足姫天皇四年、爲大化元年

1	大化	5年間	乙己	645～649
2	白雉	5年間	庚戌	650～654
	無年号			
	無年号			
3	朱鳥	1年間	丙戌	686年1年間
	無年号			
4	大宝 701～703			

1、「大化の改新」とは(1)『書紀』に記す「大化の改新」

『書紀』の大化年間(645～649)に、中大兄らが「天皇を中心とする国家統治」を目指し、豪族の蘇我氏らを討伐し進めた政治改革を一般に「大化改新」という。

1、大化元年(645)8月庚子(5日)の改革詔

◆東国国司詔 ①校田・造籍＝田地調査・戸籍作成を命ず。②国司等の服務規範を示す＝裁判執行・賄賂禁止。制度改革③「鍾匱の制」で裁判権を中央に。④「男女の法」良民の子は父につける。いずれかが奴・婢の子は奴婢。⑤仏教振興と仏教者の管理「十師(とたりののりのし)」の任命。⑥武器の公物化(私有武器の供出)。⑦私有地拡大と収穫物の独占禁止
(◆12月癸卯9日「都を難波長柄豊碕に遷す」)

2、大化2年(646)正月甲子朔の「改新の詔」

①「公地公民」私地(屯倉・田荘)私民(民部カキベ・家部ヤカベ)廃止。②京・畿内・地方郡等の統治体制整備。③戸籍・計帳・班田法の制定と租税徴収。④調・官馬の供出、武器準備、仕丁・采女供出

3、同年3月甲子2日・辛巳19日の「東国国司賞罰詔」

①東国の国司らを招集し考査を行ない事績に応じ賞罰す
②「始めて新宮に処る歳」であることを理由に大赦する

4、同年3月壬午(20日)「皇太子奏請」条

①昔在(むかし)の天皇の置く「子代入部、御名入部や屯倉」の処置の下問。②皇太子(中大兄とする)が奉答して、天皇(孝徳とする)に私地私民たる「入部524口、屯倉181か所を奉献」する旨を表明。

5、同年3月甲申(22日)「旧の俗習の改廃」

①「薄葬令」を制定。位階に応じ墓の規模を規定、殉死禁止
②夫婦関係の俗習や死者や馬の扱い、農繁期の魚酒禁止

実際はこれ以降も古墳の造営は続いていたんだがね。

身分	内部の規模			封土の規模		使役できる人数	工事日数の限度	葬時の雑帳	遺骸の運搬手段
	長さ	濶さ(幅)	高さ	片一辺	高さ				
王以上	9尺	5尺	不明	9尋	5尋	1000人	7日	白布	轜車
上臣	9尺	5尺	上に准	7尋	3尋	500人	5日	白布	担ぎ輿で
下臣	9尺	5尺	上に准	5尋	2.5尋	250人	3日	白布	運ぶ(?)
大仁・小仁	9尺	4尺	4尺	封土なし		100人	1日	白布	
大礼～小智	9尺	4尺	4尺	封土なし		50人	1日	白布	
庶民	地に収め埋める						1日も留めるな	麁布	

6、同年8月癸酉(14日)「部民の廃止・公民化」

①部民(品部)廃止と公民化、伴造・臣・連へ移行。②百官と新位階・官位の叙位。③国県境界制定と国県名の制定、土地整備を指示

7、大化3年(647)4月壬午(26日)「改革実施詔」

＊今は、天に在す神の隨(まま)に、治め平くべき運(よ)に属(あた)りて、斯等を悟らしめて、国を治めむこと民を治めむこと、是をや先にす是をや後にす。今日明日、次でて続ぎて詔らむ。

8、大化3年(647)是歳「礼法・冠位制定」

①小郡宮を造営し礼法を制定②7色13階の冠位制定

1、「大化の改新」とは(2)「大化の改新」否定論と「新肯定論」

大化改新否定論者の見解

改新の詔に記す諸改革は「645年当時のものではない」

①わずか1～2年の間にこのような改革は行えない

例：645年8月に東国国司を招集して諸命令を発する～任地で統治させる～646年3月に事績を評価し賞罰を与える、というスケジュールは無理。

（646年3月条）（国司ら再招集）、前に（645年8月）良家の大夫を以て東の方の八道を治めしむ。既にして國司の任に之（まか）りて、六人は法を奉り、二人は令に違へり。毀譽（そしりほまれ）おのおの聞ゆ。

このスケジュールは無理。年次が凝縮されているんだ。『書紀』のデイトを頭から信じてはいけません。

山尾幸久

②改新詔の文体が文武即位の宣命体に類似している

（大化元年7月）高麗の使に詔して曰はく、明神御宇日本天皇（アキツミカミトアメノシタシラスヤマトノスメラミコト）の詔旨（オホミコトラマ）とのたまはく・・百濟の使に詔して曰はく、明神御宇日本天皇・・。（大化2年2月条）天皇宮の東門にいでます。蘇我右大臣をして詔せしめて曰はく「明神御宇日本倭根子天皇（アキツミカミトアメノシタシラスヤマトネコノスメラミコト）・・。（大化2年3月条）現爲明神御八嶋國天皇（アキツミカミトヤシマグニシラススメラミコト）、臣に問ひて曰ふ。

（697年8月文武の受禪宣命）
詔して曰はく、「現御神（アキツミカミ）と大八嶋國所知天皇（オホヤシマグニシラシメススメラミコト）が大命らまと詔りたまふ大命を、集り侍る皇子等、王等、百官人等，天下公民、諸聞きたまへと詔る。

③改新詔の制度の内容も701年制定の律令の内容と類似している

＊条坊制に関する『書紀』改新詔と『養老令』の比較（646年なら難波京はない。696年なら藤原宮京）
◆『書紀』大化2年（646）「凡京。毎坊置長一人。四坊置令一人。掌按検戸口、督察奸非。」
◆『養老令』戸令置坊長条「凡京。毎坊置長一人。四坊置令一人。掌。検校戸口。督察奸非。催駆賦徭。」
◆『書紀』「坊令、取坊内明廉強直、堪時務者充。里坊長、並取里坊百姓清正強幹者充。若当里坊無人。聴於比里坊簡用。」◆『養老令』戸令、取坊令条「凡坊令。取正八位以下。明廉強直。堪時務者充。里長坊長。並取白丁清正。強幹者充。若当里当坊無人。聴於比里比坊簡用。〈若八位以下情願者聴。〉」

645年の制度が701年の律令制と同じなのは、この記事が695年を元年とする「持統大化」から繰り上げられたことを示すものです。

原秀三郎

これに対し①年次が正確でないとしても改革があったことは否定できない②文体は『書紀』編纂時に修正されたもの。③大宝律令は過去の浄御原律令をもとにしているから類似して当然との「新肯定論」が主流。⇒しかし、否定論・新肯定論両者は大和朝廷一元史観に基づき天皇家の事績とする点は共通。以下「多元史観」の立場から「大化改新」を解明していく

2、「大化の改新」はなかった(1)孝徳時代に大化年号はなかった

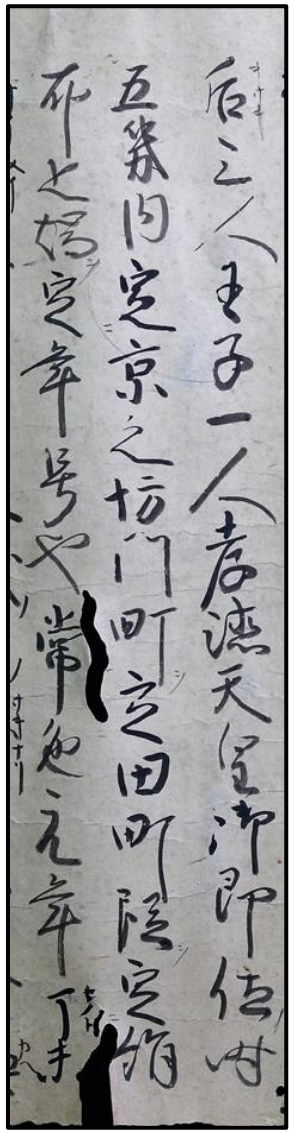

①孝徳天皇御即位時五畿内定京之条坊門町定田町段定絹布之疋端定年号也常色元年丁未。

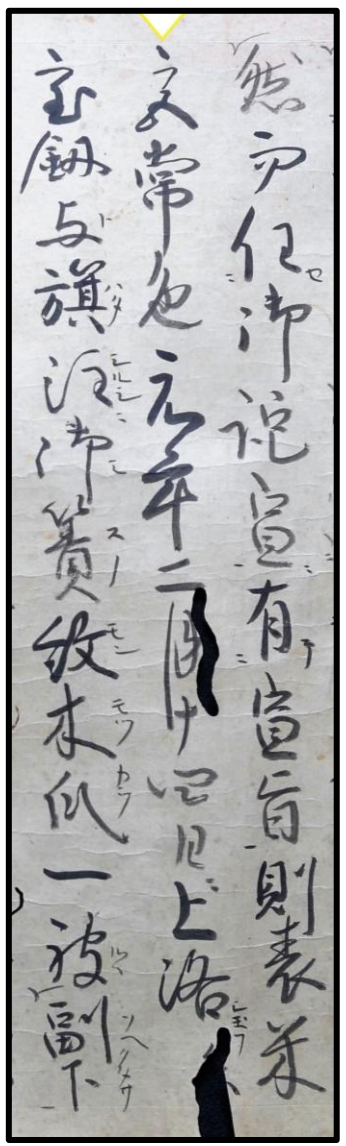

②表米宮可然任御託宣有宣旨即表米宮常色元年二月十四日上洛□宝剣与旗注御簀紋木瓜一被副下

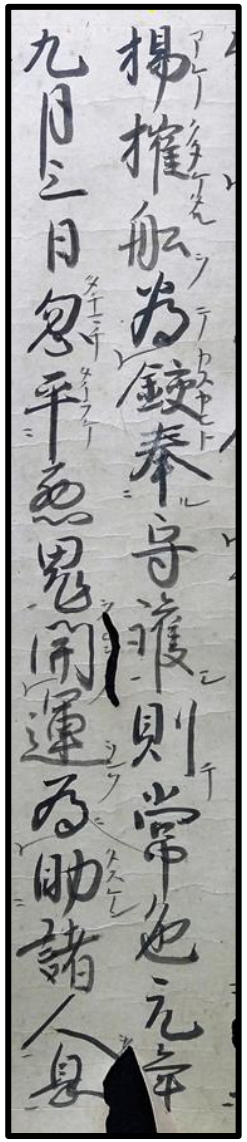

③常色元年九月三日忽平悪鬼

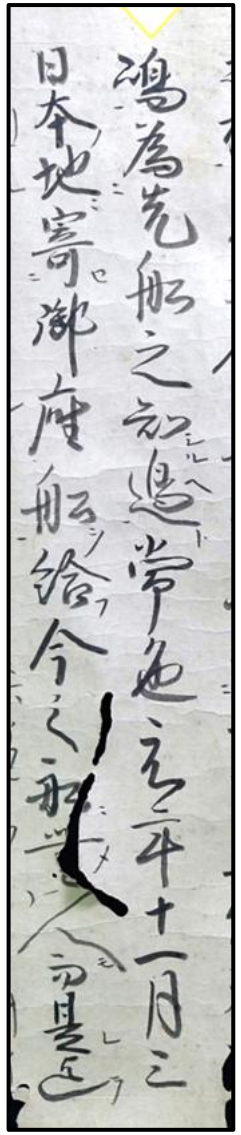

④先船之知辺常色元年十一月三日本地御座船寄給

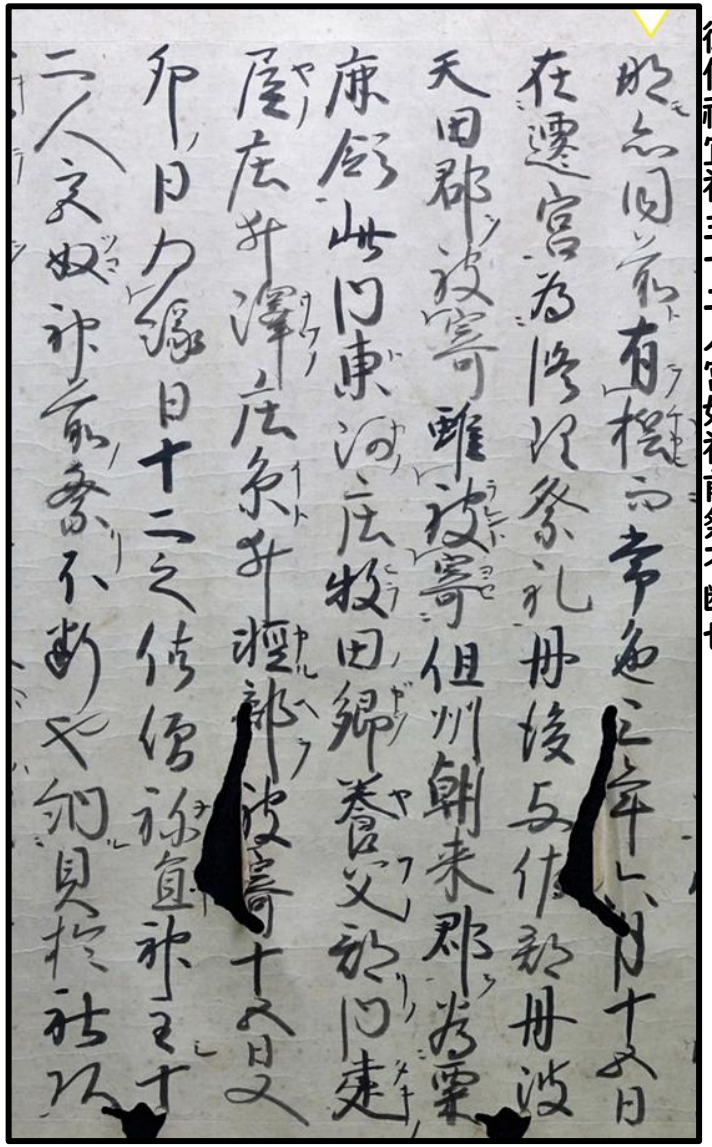

⑤常色元年六月十五日在還宮為修理祭礼・・・又卯日定縁日十二之御僧禰宜神主十二人宮奴神前祭不断也

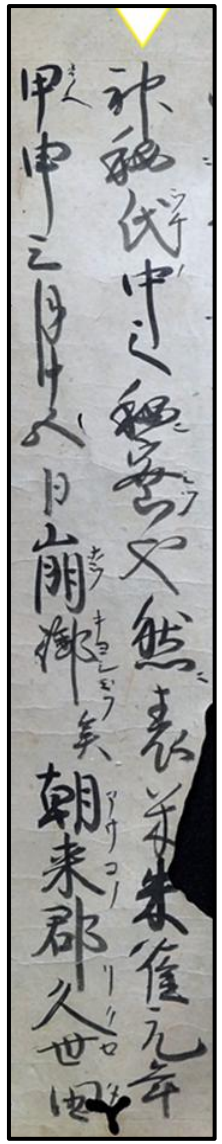

⑥表米朱雀元年甲申三月十五日崩御

「赤渕神社」（社伝に531年創建とある。兵庫県朝来市和田山町枚田2014）の延喜『赤渕神社縁起』による

常色元年は647年。34年後の『書紀』天武10年（681）正月壬申（2日）、幣帛を諸の神祇に頒つ。癸酉（3日）、百寮の諸人朝庭を拝す。丁丑（7日）・・大山上草香部吉士大形小錦下位を授け、仍りて姓を賜り難波連と曰ふ。己丑（19日）に、畿内及び諸國に詔して天社地社の神の宮を修理らしむとある。

2、「大化の改新」はなかった(2)孝徳大化時代にあったのは命長・常色

孝徳大化年代(645～649)にあったのは命長(640～646)と常色(647～651)

◆「命長(640～646)」年号の実在性

①豊富な用例:『善光寺縁起』には前回述べた命長7年以外に、巻3に(皇極天皇)御治天命長三壬寅(642)如夾御詫命長四年癸卯(643)とあり、その他『會津正統記』(1688)「本朝之大祖之巻」(役小角)七歳時命長元年庚子(640)母寂時・・や『二中歴』『海東諸国記』『如是院年代記』『周遍教寺記』など命長年号を記す多くの資料がある。

②年号の意味と事績の一致:舒明12年(640・命長元年)5月辛丑(5日)記事に「無量寿経」読誦法要があり、「無量寿」の意味は「寿命が限りない」意味で「命長」と一致する。

◆「常色(647～651)」年号の実在性

①豊富な用例:『赤渕神社縁起』の常色元年丁未(647)以外に、『伊予三嶋縁起』「常色二戊申(648)卅七代孝徳天王位。番匠初。日本国御巡歴給」、『防長寺社由来』「光*(常)色」元年丁未(647)ほか『二中歴』『海東諸国記』『如是院年代記』など多数。

25	命長	7年間	庚子	640～646
26	常色	5年間	丁未	647～651
27	白雉	9年間	壬子	652～660

②年号の意味と事績の一致:「常色」の「常」は「のり。典法」。「色」は「色法=仏・物質の法」で(諸橋漢和大辞典)常色は単純には「色の定め」だが、『書紀』647年には「色」で冠位を表す「7色13階の冠」が制定されれる。また「礼法」も制定され、「常色」年号は「律令・法令・宗教」全般の大改革の行われた年号に相応しい。◆大化3年・常色元年(647)是歳、小郡を壊ちて宮造る。天皇小郡宮に処して、礼法を定む。 午の時に到るに臨みて、鍾を聴きて罷れ。其の鍾撃かむ吏は、赤の巾を前に垂れよ。其の鍾の台は中庭に起てよ」といふ。

「色」で位階を定めた常色元年の「7色13階の冠」

是歳、制七色一十三階之冠。一曰織冠、有大小二階、以織爲之、以繡裁冠之縁、服色並用深紫。二曰繡冠、有大小二階、以繡爲之、其冠之縁・服色並同織冠。三曰紫冠、有大小二階、以紫爲之、以織裁冠之縁、服色用淺紫。四曰錦冠、有大小二階、其大錦冠、以大伯仙錦爲之、以織裁冠之縁。其小錦冠、以小伯仙錦爲之、以大伯仙錦、裁冠之縁。服色並用眞緋。五曰青冠、以青絹爲之、有大小二階、其大青冠、以大伯仙錦、裁冠之縁。其小青冠、以小伯仙錦、裁冠之縁。服色並用紺。六曰黒冠、有大小二階、其大黒冠、以車形錦、裁冠之縁。其小黒冠、以蔆形錦、裁冠之縁。服色並用緑。七曰建武初位、又名立身以黒絹爲之、以紺裁冠之縁。別有鐙冠、以黒絹爲之、其冠之背張漆羅、以縁與鈿異高下、形似於蟬。小錦冠以上之鈿、雜金銀爲之。大小青冠之鈿、以銀爲之。大小黒冠之鈿、以銅爲之。建武之冠、無鈿也。此冠者、大會・饗客・四月七月齋時所着焉。

2、「大化の改新」はなかった(3)「大化の改新」は九州王朝の「常色の改新」

「大化の改新」はなく、「常色の改新」があった

原秀三郎説（持統大化（九州年号大化）からの繰上げ）は正しいが、その時代に「別の年号があった」ことは考察できなかった。

①『書紀』大化時代（645～649）の年号は命長（640～646）・常色（647～651）だった。

②『書紀』大化は650年（庚戌）の『書紀』白雉元年に続くが、三条九之坪遺跡出土の「元壬子」年木簡から、九州年号白雉元年（652・壬子）が正しい。

③『書紀』は「白雉を2年繰り上げ」ており、それ以前の記事も2年繰り上がっていることになる。従って『書紀』大化元年（645）記事は本来647年常色元年のものとなる。つまり大化改新は九州年号「常色の改新」であり、九州年号を用いる王朝の事績となる。

元壬子木簡

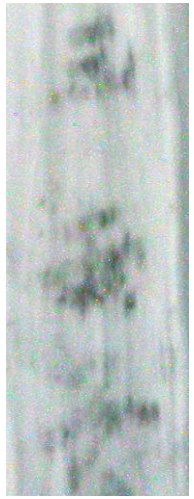

『赤渕宮縁起』

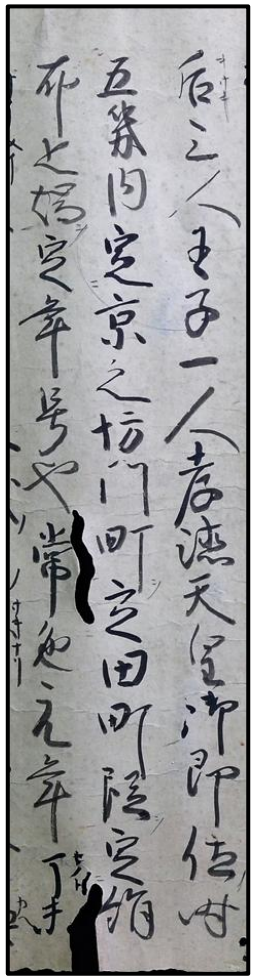

布疋端　五畿内定京之坊門町定田町段定絹

定年号也常色元年丁未　孝徳天皇（軽皇子）御即位時

『袋草紙』

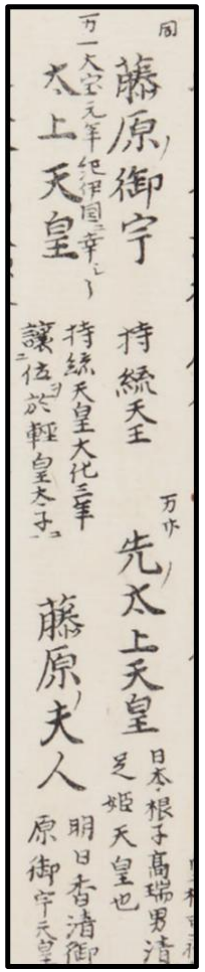

持統天皇大化三年譲位於軽皇太子（文武）

軽皇子即位は九州年号大化3年と常色元年が対応

『書紀』大化3年（647常色元年）4月壬午（26日）に「即位年に相応しい記事」がある

◆今は、天に在す神の隨（まま）に、治め平くべき運（よ）に属（あた）りて、斯等を悟らしめて、国を治めむこと民を治めむこと、是をや先にす是をや後にす。今日明日、次でて続ぎて詔らむ。

⇒『書紀』大化元年・2年の「改新詔」の中には常色元年（647）・2年（648）の詔がある。

九州年号表

No.	年号	長さ	元年	期間
1	継体	5年間	丁酉	517～521
2	善記	4年間	壬寅	522～525
3	正和	5年間	丙午	526～530
4	教倒	5年間	辛亥	531～535
5	僧聴	5年間	丙辰	536～540
6	明要	11年間	辛酉	541～551
7	貴楽	2年間	壬申	552～553
8	法清	4年間	甲戌	554～557
9	兄弟	1年間	戊寅	558～558
10	蔵和	5年間	己卯	559～563
11	師安	1年間	甲申	564～564
12	和僧	5年間	乙酉	565～569
13	金光	6年間	庚寅	570～575
14	賢称	5年間	丙申	576～580
15	鏡當	4年間	辛丑	581～584
16	勝照	4年間	乙巳	585～588
17	端政	5年間	己酉	589～593
18	告貴	7年間	甲寅	594～600
19	願転	4年間	辛酉	601～604
20	光元	6年間	乙丑	605～610
21	定居	7年間	辛未	611～617
22	倭京	5年間	戊寅	618～622
23	仁王	12年間	癸未	623～634
24	僧要	5年間	乙未	635～639
25	命長	7年間	庚子	640～646
26	常色	5年間	丁未	647～651
27	白雉	9年間	壬子	652～660
28	白鳳	23年間	辛酉	661～683
29	朱雀	2年間	甲申	684～685
30	朱鳥	9年間	丙戌	686～694
31	大化	9年間	乙未	695～703
32	大長	9年間	甲辰	704～712

2、「大化の改新」はなかった(4)『書紀』大化と九州年号「大化」

大和朝廷成立直前に九州年号「大化(695～700)」があった

28	白鳳	23年間	辛酉	661～683
29	朱雀	2年間	甲申	684～685
30	朱鳥	9年間	丙戌	686～694
31	大化	9年間	乙未	695～700

①九州年号は藤原宮遷都とともに朱鳥(686～694)から大化(695～700)に改元される。②その一方『書紀』では九州年号大化時代に年号が無く、持統9年(695)・10年(696)、文武元年(697～700)と天皇の年紀で記される。なお、『書紀』では686年に1年だけの朱鳥年号があるが701年の大宝まで断絶する。

九州年号大化時代は「藤原宮」での九州王朝から持統・文武への政権移行期

天武7年(678)の「筑紫大地震」で筑後～博多湾の九州王朝中枢部が壊滅的打撃を受け、余震や火山噴火が天武8年10月～11年3月まで続き、本拠を本格的に難波宮を中心とする畿内に遷す。ところが、天武13年(684)の「白鳳大地震」で難波宮から畿内一帯は大被害を受ける。⇒地震により「朱雀(684～685)」に改元するが『二中歴』朱雀年間の細注に「兵乱海賊始起又安居始行」とあり倭国は騒乱状況に。その中で朱鳥元年(686)に難波宮が焼失する。もはや九州王朝は倭国の新宮城を造営する力はなく、ヤマトの王家主導で藤原宮が造営され大化元年(695)に遷居する。

『書紀』は持統11年(大化3年・697)で終り、歴史記述は『続日本紀』に移る。

「大化改新詔」に九州年号大化の持統・文武の「改新」が繰上げられ、九州王朝の「常色の改新」と混在

『続日本紀』(文武元年・697、九州年号大化3年)8月1日文武即位。12月拝賀礼禁止・違反者処罰。(同2年・698、九州年号大化4年)文武正月の拝賀を受ける。3月諸国の郡司を任命し、郡司の銓擬を命じる。4月覓国使派遣。7月「律法を制定」。8月「儀礼」制定等を進め、11月即位大嘗祭挙行。(同3年・699、九州年号大化5年)4月国司・郡司の監察の為巡察使派遣、5月勲功を詮議、9月武装令を発し弓矢鎧兵馬等備えさせる。(同6年・700、九州年号大化6年)3月律令制定準備(令習読律撰定)⇒これらの事績「大化改新」との類似が見られる。『書紀』が「孝徳大化」を用いたのは、九州年号大化のヤマトの王家の事績の一部を、「大化年号」と共に『書紀』大化に繰り上げた可能性がある。「大化改新」は九州王朝の常色改新との「ハイブリッド」だった。

2、「大化の改新」はなかった(5)繰上げ事例「藤原宮条坊」記事

『書紀』大化2年（646）の「条坊制」創設記事

条坊制記事は九州年号大化時代の藤原宮条坊

『書紀』大化2年（646）に「凡京。毎坊置長一人。四坊置令一人」といった「条坊制」の創設記事がある。
◆大化2年（646）正月甲子朔（略）初めて京師を脩め（略）凡そ京には毎坊（まちごと）に長一人を置け。四坊に令（うながし）一人を置け。戸口を按（かむが）へ検（をさ）め、奸（かだま）しく非しきを督（ただ）し察（あきらむ）ることを掌れ。⇒藤原京以前の古い条坊は、652年造営の「前期難波宮」が考えられるが（＊太宰府はより古いと考えられる）、どちらも646年には存在しなかった。当然飛鳥板蓋宮などには存在しない。また、「初めて京師を脩めた天皇」は新宮（京）に遷居した天皇に相応しいが難波宮遷居は651年末。

九州年号大化元年（695）直前（694年12月6日）本格的な条坊都市「藤原宮に遷居」

◆持統8年（694）12月乙卯（6日）藤原宮に遷り居します。戊午（9日）百官拝朝す。この藤原宮時代の701年に制定された律令（＊残されている「養老令」）の「戸令、置坊長条」には、「凡京。毎坊置長一人。四坊置令一人。」と『書紀』大化2年の「条坊制」と全く同じ規定がある。

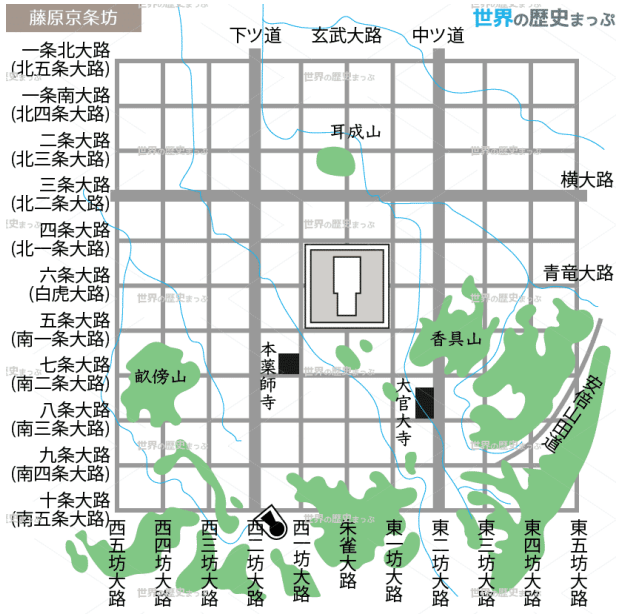

条坊制に関する『書紀』改新詔（大化2年646年）と『養老令』の比較
◆『書紀』「凡京。毎坊置長一人。四坊置令一人。掌按検戸口、督察奸非。」
◆『養老令』戸令、置坊長条「凡京。毎坊置長一人。四坊置令一人。掌。検校戸口。督察奸非。」
◆『書紀』「坊令、取坊内明廉強直堪時務者*充。里坊長、並取里坊百姓清正強幹（いさをし）者充。若当里坊無人。聴於比里坊簡用。」（＊いさぎよくこわくただしくしてときのまつりことにたえるものをとりてあてよ）
◆『養老令』戸令、取坊令条「凡坊令。取正八位以下。明廉強直堪時務者充。里長坊長。並取白丁清正強幹者充。若当里当坊無人。聴於比里比坊簡用。〈若八位以下情願者聴。〉」

「条坊制」は「条坊の存在しない『書紀』大化期」の制定でなく「条坊都市藤原京時代」の持統・文武の制定が相応しい

「条坊制」創設は、694年12月に遷居した「条坊都市藤原宮（京）」の記事で、『書紀』は九州年号大化期（695～700）の記事を、『書紀』大化期（645～649）に「繰り上げ」、孝徳・中大兄らによる「全国統治のための改新施策」のように見せた。

3、「常色の改新」への道(1)「日出る処の天子」阿毎多利思北孤の即位

聖徳太子は厩戸皇子でなく『釈迦三尊像光背銘』の上宮法皇で「日出る処の天子」阿毎多利思北孤

(1)厩戸皇子≠上宮法皇 ①逝去年が違う（厩戸＝621年2月5日、法皇＝622年2月22日）。②厩戸は「法皇」になってない。③『書紀』に「法興」年号はない（光背銘に法興元31年）④家族が違う（母間人皇女・皇后貝蛸皇女に鬼前太后・干食王号の名は無い）。

(2)厩戸皇子≠多利思北孤 ①厩戸に「多利思北孤」と言う名は無い。②天皇でない厩戸皇子が「天子」は名乗れない。③太子が違う（山背大兄と利歌彌多弗利）。④厩戸に女5～600人の後宮はない。⑤風土が違う（阿蘇山あり・冬温暖・水多く陸少ない）

(3)厩戸皇子≠聖徳太子 ①国政執行年次（厩戸593年、太子591年）②生涯がヤマトの王家に無い九州年号で記される。（金光3年誕生・勝照3年守屋討伐・端政元年即位ほか）

(4)上宮法皇＝多利思北孤 ①上宮法皇の「法興」は多利思北孤の「仏法を興す」の略。②622年の登遐の翌年九州年号が「仁王」に改元。③多利思北孤・釈迦如来像共に「跏趺して坐す」（跏趺＝結跏趺坐）④「菩薩天子」（菩薩であり天子である＝法皇）

聖徳太子のモデルは九州の倭国の天子「阿毎多利思北孤」

①『隋書』で「聖徳太子」の時代の我が国の天子は阿毎多利思北孤。厩戸皇子でも推古でもない。②（太子の事績とされる）「日出る処の天子」を自称し、隋に使者・沙門を送り、仏教を学ばせ、「官位12等」を制定したのも『隋書』では厩戸でなく多利思北孤。③ 仏教の権威と天子（王）の権威を同時に敬えとする「（太子の事績とされる）17条憲法」は『隋書』に「菩薩天子」を自負した「多利思北孤」にしか制定できない 。④太子が法華義疏に自署した「大委（たいゐ）」は『隋書』の国名「倭（たゐ）」。⑤『隋書』で多利思北孤の国は地勢上も歴史上も九州（「漢の光武帝から金印（志賀島の金印）を下賜された倭奴（ゐど）国王、魏より齊・梁に至り代々中国に相通じてきた」とする。）

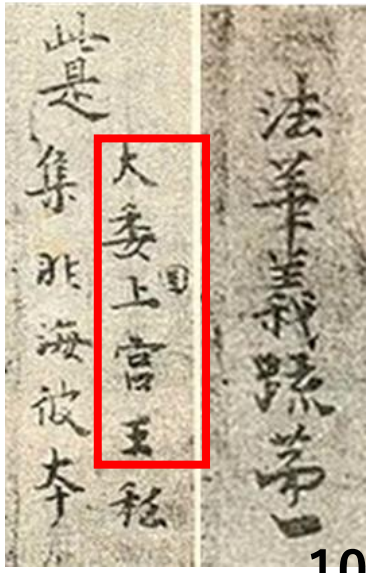

多利思北孤の国政・地方統治制度の「改新」

多利思北孤は地方の豪族支配を打破し、集権的統治を行うため拠点を難波に遷し政治・宗教改革をおこなう。

3、「常色の改新」への道(2)多利思北孤の「改新」

国家統治制度の改新

①国土国家の再編：「集権統治」をめざし、全土を令制国に繋がる「66国*に分割」(*太子伝記ほか)、し、各国を有機的に連結するために律令制の7道に繋がる、「太宰府を中心とする道制」を創設する。

②新たな官僚組織を整備：中央が任命する地方統治責任者（官僚）として、国県制の国造・県主に加え、筑紫に大宰（おおみこともち）・各道に惣領、各国に国司に繋がる国宰（くにのみこともち）を任命。

③「仏教治国策」による「集権統治」：仏教を統治の基幹に据え、17条憲法を制定し、仏教を根幹とし「三宝：仏法僧」を敬うこと、官僚豪族は王に臣従することを定める。そのため難波からヤマトにかけ大寺院を、各国に国府寺・尼寺を、建立、各豪族の支配地に寺（仏舎）をつくらせる。

④九州から東国へ進出：「丁未の乱」で排仏派の物部氏を、併せて難波・河内・和泉の豪族捕鳥部萬を討伐し難波に拠点を設け東国畿内に進出する。大規模古墳でなく狭山池など灌漑施設を造り食料の増産を図るなど本格的に進出地域の経営を進める。

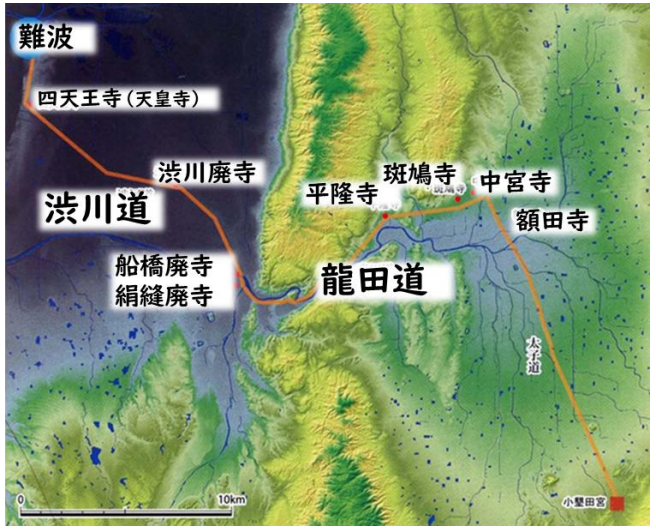

「道」制の創設

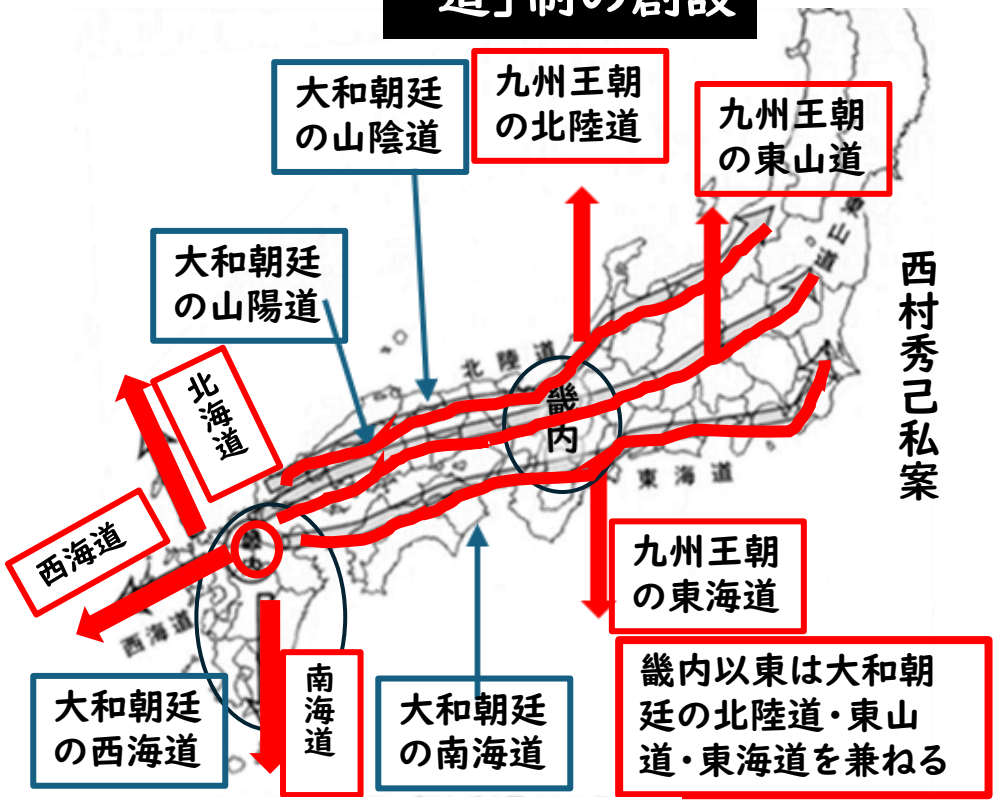

「京」が太宰府にあったころの「道」想定図

3、「常色の改新」への道(3)「日出る処の天子」の対隋外交とその破綻

「日出る処の天子」阿毎多利思北孤（上宮法皇）の対隋外交

多利思北孤は600年・607年、仏教治国策を採っていた隋に遣使、仏教を学ばせる。ただ、国書に「「日出ずる處の天子、書を日没する處の天子に致す。恙無きや云云」とあるように「対等外交」を目指していた。

◆『隋書』大業3年（607）其の王多利思北孤、使を遣し朝貢す。使者曰はく、「海西の菩薩天子、重ねて佛法を興すと聞く。故に遣して朝拜せしめ、兼ねて沙門数十人、来らせ佛法を学ばす」といふ。其の國書に曰はく、「日出ずる處の天子、書を日没する處の天子に致す。恙無きや云云」と。帝これを覧て悦ばず。鴻臚卿に謂いて曰く「蛮夷の書に無礼あり。復た聞くことなかれ」とのたまう。

煬帝の琉球（沖縄）侵攻

しかし、煬帝は608年に琉球に侵攻し宮室を焼き男女数千人を捕虜とした。

◆『隋書』大業4年（608）（煬帝）義安（現在の広東省潮州）より浮海し琉球を撃たしむ。高華嶼に至り、又東行二日竈鼈嶼（ごうびとう・久米島）に至り、又一日便ち琉球に至る。人を遣して之を慰諭す。琉球従はず。官軍を拒み逆ふ。稜、之を撃ち走らす。進みて其の都に至る。頻に戦ひ皆敗り、其の宮室を焚き、其の男女數千人を虜とし、軍実に載せ還る。

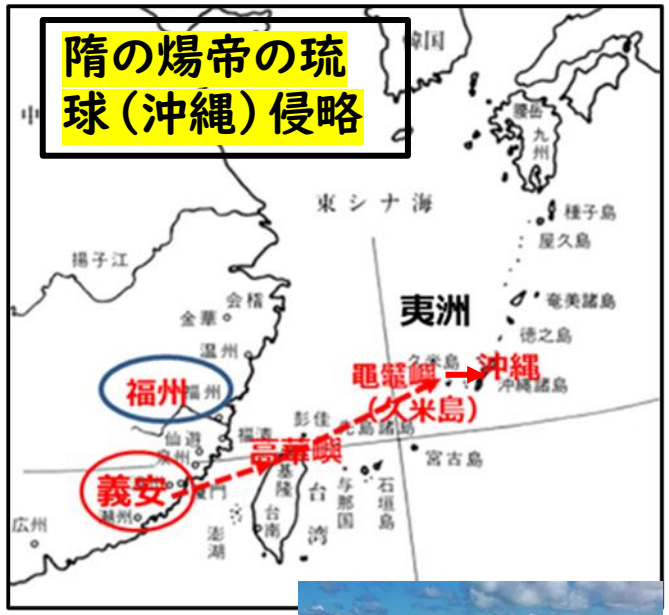

多利思北孤の使者・学問僧は侵攻の様を現認していた

煬帝の琉球侵攻の際に奪取した布甲（ぬのかぶと）（布製の鎧の類）を見た倭国の使人が、「夷邪久国人の布甲だ」と述べたといい、その後、外交関係は断絶する（「遂に絶つ」）

◆『隋書』「琉球国伝」大業4年（608）、帝、復た（朱）寛をして之を慰撫せしむ。琉球従はず。寛、其の布甲を取りて還る。時に倭国の使来朝し、之を見て曰はく、「此れ夷邪久国人の用る所なり」といふ。（略）宮室を焚き、其の男女数千人を虜とし、軍実（＊戦利品）に載せ還る。

「竈鼈」は大亀。沖縄の西久米島奥武島おうじまには甲羅状の畳石が広がる。

煬帝の「琉球侵攻」は、九州の倭国に大きな脅威を与え、東方への進出と、九州での防衛施設の整備を余儀なくされる。

3、「常色の改新」への道(4)「日出る処の天子」の対隋外交とその破綻

煬帝の琉球（沖縄）侵略

『隋書』「琉球国伝」に、大業4年（608）煬帝が「琉球」に侵攻、宮室を焚き男女数千人を捕虜とした。その際奪取した布甲（布製の鎧の類）を見た倭国の使人が、「夷邪久国人の布甲だ」と述べたとある

使者は見た！戦利品の「夷邪久国人の用る布甲」

◆『隋書』巻81列傳第46　東夷　琉球国

大業4年（608）帝、復（ま）た（朱）寛をして之を慰撫せしむ。流求従はず。寛、其の布甲（＊布製の甲冑）を取りて還る。時に倭国の使來朝し、之を見て曰はく、「此れ夷邪久国人の用る所なり」といふ。帝、武賁郎將陳稜、朝請大夫張鎮州を遣して、兵を率て義安（現在の広東省潮州）より浮海し之を撃たしむ。高華嶼（台湾）に至り、又東行二日竈鼈嶼（ごうびとう・久米島）に至り、又一日便ち琉球に至る。初め、稜（陳稜）南方諸国人を將（ひきい）て従軍せしむ。崑崙人の頗る其の語を解する有り。人を遣して之を慰諭す。琉球従はず。官軍を拒み逆ふ。稜、之を撃ち走らす。進みて其の都に至る。頻に戦ひ皆敗り、其の宮室を焚き、其の男女數千人を虜とし、軍実に載せ還る。爾（これ）より遂に絶つ。＊【軍実】軍事行動の成果（ここでは捕虜）。

綿襖甲（めんおうこう麻布と皮の甲冑・田中CG工房より）

布甲とはこんなのかも知れない。資料が残ってないので想像だが・・。

何て事を！断交じゃ！

連れ去られた人たちは、どうなったんでしょうか？

倭国もこれを受けて隋と断交した

琉球ー南西諸島と多利思北孤の密接な関係を示すもの

『隋書』倭国伝：大業4年（608）年「復た使者を清（裴世清）に随い來らせ方物を貢ぐ。此の後遂に絶つ。」

3、「常色の改新」への道(5)隋に侵略された琉球は沖縄、竈鼈嶼(ごうびとう)は久米島

「琉球」侵略は「沖縄」侵略だ

◆『隋書』琉球国伝「琉球国は海島の中に居す。建安郡（＊郡治は福州）の東に当り、水行五日にして至る」
⇒高華嶼（台湾北部）～東行二日～竈鼈嶼（久米島）～一日で琉球（沖縄）に至る。

『中山傳信録』巻4（＊琉球ー沖縄に関する地誌）徐葆光1721年。
◆『大明一統志』（1461・明代の地理志）云（琉球）：竈鼈嶼，在國西，水行一日；高華〈一作英〉嶼，在國西，水行三日』＊「竈鼈(gōu bì)」は「古書に見える亀に似た伝説的動物」（古書上説的亀ー類的動物）で、「大亀」の類。『海東札記』巻三に「竈鼈は龜の屬なり」とあり、竈鼈嶼は「亀嶋」の意味。「久米島」は文字通り「亀の甲羅」の島で竈鼈嶼と呼ぶにふさわしい。

久米島、奥武島の浜に干潮時現われる、亀の甲羅の形をした火山岩地形（安山岩）で「畳石」という。数は約1千個ちかくある。

第2次大戦の沖縄戦では20万人が死亡する「3度目の悲劇」が沖縄を襲いました

【沖縄では再度の厄災】太和4年（230）呉の孫権は万兵を派遣し夷洲男女数千人を捕虜に

太和4年（230）春正月　將軍衛温、諸葛直を遣し、甲士萬人を將いて浮海し、夷洲及び亶洲を求めしむ。（略）夷洲數千人を得て還る。

＊『臨海水土志』（268～280）「夷州は臨海郡（浙江省東部）の東南，郡を去る二千里（約800km）に在り。

3、「常色の改新」への道(6)多利思北孤の北方遷居と倭京・太宰府造営

「倭京元年（618）」に「太宰府遷都」した多利思北孤

煬帝の琉球侵略をうけ太宰府を造営し遷居

(1)倭京改元（618年）と南島人の朝貢

天武紀の多禰島人の来朝は「倭京元年」前後からの「繰下げ」

①『書紀』推古紀には掖玖人（＊屋久島人）の616年の朝貢と629年の遣使記事が記される。
②一方、『書紀』には約60年後「多禰島人の677年の来朝饗応と679年～681年の遣使」が記される。
⇒九州に近く豊かな種子島人の来朝が屋久島人より60年遅れるのは不自然。「1運60年前」「倭京元年前後」の617年、619年～621年からの繰り下げなら、種子島人・屋久島人が共に同時期に来朝したことになる。

③南島人が「倭京元年」前後に渡来した「京」は太宰府ー多禰島は「京」より5000里と記す。◆天武10年（681）8月丙戌（20日）に、多禰島に遣しし使人等、多禰国の図を貢れり。其の国の、京を去ること、五千余里、筑紫の南の海中に在り。
「五千余里」を「大和→ 種子島間の距離」とすれば、現在までに判明している全ての「里制 」に一致しない。しかし『魏志倭人伝』の「短里（1里約75ｍ ）」なら約380kmで太宰府～種子島の距離に一致。⇒**種子島人・屋久島人は倭京元年に「倭京＝筑紫太宰府」に来朝し、饗応接待を受けたことになる。**（来朝は遷都記念祝賀式参列のためか）

(2)『聖徳太子伝記』太子46才条に、「聖徳太子の北方遷都予言」記事

『聖徳太子伝暦』（藤原兼輔877～933)太子46才・推古25年丁丑（617）：四方を遍望して曰く、此地を帝都とし近気〈気近〉く今一百余歳在る（「此の帝都の地（現在の京）に移ってから617年まで百余年親しんできた。）一百年を竟（お）え北方に京を遷し（百年前は517年九州年号「継体元年」で筑紫君磐井の時代）、三百年之後に在る（617年の300年後は917年で兼輔の『伝暦』執筆年にあたる。）磐井の本拠は筑後だから、517年に筑後を帝都として100年を期に北方に「京を遷す」との詔で、倭京元年（618）の筑後から北方太宰府への遷都を示す。「倭京」は太宰府だった。

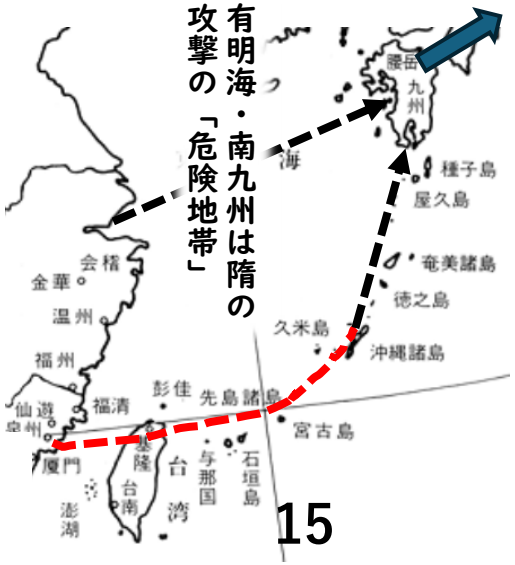

多利思北孤は隋の脅威を避け倭京元年（618）に太宰府に遷京、更に東方（畿内）へ本格進出する。「倭京2年（619）難波天王寺聖徳造」もその一環だった。